

南伊豆町最低制限価格制度実施要領の運用

(最低制限価格の設定及び算定)

第3条第1項関係

(1) 土木、農林の積算基準を使用する鋼製橋梁上部工、電気通信設備工事、機械設備工事等の製作費、機器費等を含む工事については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費
- ・ 工事製作原価の額（ただし、間接労務費及び工場管理費を除く）
- ・ 機器費（機器価格）

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費
- ・ 間接労務費
- ・ 二次労務費
- ・ 設計技術費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 工場管理費
- ・ 機器間接費（技術者間接費、機器管理費）
- ・ 据付間接費

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

(2) 建築工事の積算基準を使用する建築工事、設備工事等については、予定価格算出の基礎となった積算上の各費目を次に掲げる区分により分類し、最低制限価格を算定するものとする。

① 直接工事費とするもの

- ・ 直接工事費の10分の8

② 共通仮設費とするもの

- ・ 共通仮設費

③ 現場管理費とするもの

- ・ 現場管理費
- ・ 直接管理費の10分の2

④ 一般管理費とするもの

- ・ 一般管理費

第3条第2項関係

過去の実績等により最低制限価格を低減しても良いと判断できる場合、10分の7から10分の9の範囲内で、次に掲げる割合を直接工事費に乗じて算出した額とする。

① 土工工事のように1工種の場合は0.8の補正值を用いて算出する。

(直接工事費×9.5/10×0.8+共通仮設費×9/10+現場管理費×8/10+一般管理費×5.5/10)

② 設備系工事等機器費の割合が高い工事で、土木工事標準積算基準書機械編、電気通信編若しくは土地改良工事積算基準(施設機械)を適用する工事又は下水道工事等の施設設備工事等(営繕工事を除く)の場合は、0.6の補正值を用いて算出する。

(直接工事費×9.5/10×0.6+共通仮設費×9/10+現場管理費×8/10+一般管理費×5.5/10)

③ 標識設置工事、区画線工事、すべり止舗装工事等の場合は、0.9の補正值を用いて算出する。

(直接工事費×9.5/10×0.9+共通仮設費×9/10+現場管理費×8/10+一般管理費×5.5/10)

第3条第4項関係

最低制限価格は工事価格に0.8を乗じて得た額とする。

附則

この運用は、公布の日から施行し、平成25年9月以降の開札から適用する。